

核燃料サイクル交付金

資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課

令和5年度概算要求額

0.9 億円 (0.9 億円)

事業の内容

事業目的

既に核燃料サイクル施設等の立地受け入れ等を行った都道府県に対し、交付金を交付することで、核燃料サイクル施設等（※）の設置及び運転の円滑化を図ることを目的とします。

（※）使用済燃料の一時的な貯蔵施設もしくは使用済燃料を再処理して取り出したプルトニウムとウランを混ぜた燃料（MOX燃料）を加工する施設及びその燃料を使用する原子力発電所

事業概要

核燃料サイクル施設等の設置及び運転の円滑化に資するために特に必要と認められる場合に、都道府県に対して交付金を交付します。この交付金は以下の事業を実施するための費用に充てることができます。

- ①公共用施設に係る整備及び維持補修措置
- ②企業導入・産業活性化措置（企業の導入の促進のための事業、地域の産業の近代化及び活性化のための事業）
- ③福祉対策措置（社会福祉施設、教育文化施設又はスポーツ・レクリエーション施設の整備及び運営）
- ④地域活性化措置（地域の産業振興に資する事業、地域の特性を活用して当該地域の魅力を向上する事業、地域の自然環境等の維持・保全及び向上を図る事業）等

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



- ・交付対象：核燃料サイクル施設等の立地受け入れ等を行った都道府県
- ・交付額：1核燃料サイクル施設等につき60億円を限度額とする

成果目標

住民の生活の利便性の向上や産業振興を目的として行われる各種の事業への支援を通じ、すべての交付先の自治体において核燃料サイクル施設等の設置・運転の円滑化について地域住民の理解の促進を目指します。